

第863回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和5年7月4日（火曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 303会議室

3. 出席者（ 14名）

1番 稲田 義敬	2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之
5番 岩本 誠司	6番 (欠番)	7番 澤田 誠規
9番 小島 久司	10番 寺田 巧	11番 羽賀 大透

2番 保田 稔	3番 川島 照久	4番 井垣 水里
5番 佐藤 千春	6番 山本 大	7番 浦田 久永

4. 欠席者（ 3名）

4番 山本 欣史	8番 西山 成彦
----------	----------

1番 松本 功

5. 事務局等出席者

事務局長	小松 憲司	事務局 主査	柴岡 恵美
------	-------	--------	-------

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	宿毛市農用地利用集積計画について

○会 長 今日でこのメンバーでの定例会は最後となります。今日は欠席者が3名程いますが、このままスムーズな会を進めていきますのでよろしくお願ひします。

○議 長 これより、第863回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。9番 小島 久司 委員、
10番 寺田 巧 委員 にお願ひします。
(なお、4番 山本 欣史 委員、8番 西山 成彦 委員、
1番 松本 功 推進委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)

○議 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願ひします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号5番。場所は2ページに位置図をつけております。
大字片島、地図のとおり片島地区にある1筆です。登記では宅地ですが現在は畑となっており、梅・びわが植えられているとのことです。
贈与で、取得後も継続して梅・びわを作るとのことです。
本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
なお、譲受人は現在農地を所有しておらず、今回所有権移転する農地の合計面積も112.91㎡で、30a(3反)以下ですが、令和5年4月1日より農地法3条第2項第5号が廃止され、下限面積が撤廃されておりますので、申し添えます。

続きまして、受付番号6番。場所は3ページに位置図をつけております。
大字橋上。神有多目的集会施設の向かいにある道路を240mほど入ったところにある農地の1筆です。

売買で、取得後は畑で季節野菜や柿を作るとのことです。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
なお、譲受人は現在農地を所有しておらず、今回所有権移転する農地の合計面積も380㎡で、30a(3反)以下ですが、令和5年4月1日より農地

法3条第2項第5号が廃止され、下限面積が撤廃されておりますので、申し添えます。

続きまして、受付番号7番。場所は4～5ページに位置図をつけております。

大字戸内。焼肉の天下茶屋前の農用地区域内にある農地のうちの2筆と、平田駅から主要地方道土佐清水宿毛線を進み、平田小学校の南側に広がる農地地区域内にある農地のうちの1筆、合計3筆になります。

売買で、田では水稻を作るとのことです。

本申請は双方から委任を受けた曾我行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号8番。場所は6ページに位置図をつけております。

大字大海。岡崎商店から小筑紫町小筑紫方面へ進み分岐を左折し入ったところ（距離的には100m程度）、譲受人の自宅の隣地にある農地の2筆です。うち1筆は登記では宅地ですが現況は畑になっているとのこと。

売買で、畑では季節野菜を作るとのことです。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

なお、譲受人は現在農地を所有しておらず、今回所有権移転する農地の合計面積も237.9㎡で、30a（3反）以下ですが、令和5年4月1日より農地法3条第2項第5号が廃止され、下限面積が撤廃されておりますので、申し添えます。

以上4件になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号5番について、片島地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに5番朗読】

先日お二人に連絡して確認しまして、いとお同士での贈与だそうです。現在、何種類か果樹が植わってあるんですが、それを継続して育てていくということで、よろしく願いしますとのことでした。以上です。

○議 長 続きます、受付番号6番について、神有地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに6番朗読】

先日、現地を確認し、●●さん（譲受人）の家のすぐ隣、隣接した土地です。栗の木・大きな柿の木の枝が屋根にいっぱいつくのでいつも枝を切っておりましたが、●●さん（譲渡人）が2年ほど前に三重県に引っ越したため、土地を購入し野菜を作ることになりました。●●さん（譲渡人）には3日ほど連絡がつかず、しょうがないなと思っていたところ、4日後に電話がかかって、間違いないと。よろしくお願ひしますとのことでした。審議のほどよろしくお願ひします。

○議 長 続きます、受付番号7番について、戸内地区担当の私の方から説明します。

○議 長 【議案書をもとに7番朗読】

先日、まず●●さん（譲渡人）に会いまして間違いないのでよろしくお願ひしますとのことです。次の日に今後のかじし等の打合せで会うとのこと、電話しないので●●さん（譲受人）に言うちょってもらえますかと確認してOKをもらっております。現地の方は井垣委員と確認しております。天下茶屋の前と平田小学校の川を挟んだ前の田んぼ。田汲田はにこいちになって1筆になっております。問題はないと思いますので、審議の方よろしくお願ひします。

○議 長 続きます、受付番号8番について、大海地区担当の羽賀委員より説明をお願いいたします。

○羽賀委員 【議案書をもとに8番朗読】

浦田委員と現地確認を行い、二人に確認しました。以前から耕作しているようで見に行った時もすでに野菜が植わっていて、きれいに管理されているようなので全く問題ないかと思ひました。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○寺田委員 すみません。下限面積の撤廃について、このようなケースがもの凄く増

えてくるがやないかと思うのですが、農業者としての認定又は農業者台帳とか言うのかわからんけど、煩雑になるがやないかと。それと何年か耕作しようかどうかの確認をせんといかんわけで。そんな面はもの凄く、どうですか。

○事務局長 はい、ありがとうございます。4月以降の農地法の下限面積の取扱いの変更になったことを受けて、今月も4件ほど出ていますが、受付番号7番以外の分については、これ法改正の前で言ったら当然下限面積の要件で引っかかって、ここに上がってくることはなかったんですけど。こういう形で毎月出てきております。こういうことは予想されてはおりましたので、引き続き耕作状況等は農地パトロールも控えておりますので、追っていきたいと思いますし。また他市町村においても本市同様、このような内容が多く寄せられておりますし、ケースが増えていると報告を受けております。以上です。

○澤田委員 7番981平米については●●さん（譲渡人以外）がつくりようがない。

○議 長 これは、今作りようがは●●さん（別の人）。天下茶屋、道挟んで前の道端。にこいちで1筆になっちゃう。

○澤田委員 利用権とか何かしよったがやないか。

○議 長 利用権の設定をしちようがやないかとの評判ももろうて。解約するような話みたいなどもチラッと言いよったけど。

○澤田委員 先にせないかんがやないか。

○川島委員 問題ないがやないか。そっちの話で、ここで話す話やないがやないか。

○澤田委員 協議事項やけん。そう簡単なものではない。先にどかしちよかないかんがじゃないか。

○議 長 ごめん。ちょっとかまん。●●さん（譲渡人）の親父はちょっと難しい人でね。利用権の設定をするような人ではないけんね。

○事務局長 （確認して）設定してないようです。

○澤田委員 土地の単価とか聞いてもかまん。田汲田と寺田、別々になっちょう。

○事務局員 全部で90万円。一緒になってますね。

○澤田委員 分かりました。

○浦田委員 あの8番。二人で先に行く前に、地域的にほとんど田んぼはないなっちょう。昔は作りよったけど、今は畑になっちょうはずやと思うけど。大海というところは基本的に農地は無くなっている言うて立ち合いに行ったがやけど。実際作ってなかったら今でも下限面積は消えちょうけんかまんけど。作りよらんかったら先に、3条じゃなく、非農地で出せ言うて指示でもせんといかんがやろうかと言うて立ち合いに行ったが。実際ここは作りよった。野菜を作ってちゃんとやりよった。貸主もずっとその人にやらしちよるし、もうもんで来んて言う。そんながあつたらよ、みんな臨機応変でかまんかえ。結局8番では問題はなかったがやけど、現実作りよらんよな所でこういうようなよ。たぶんに発生するきよ。

○事務局長 そこは現状に沿う形で。

○浦田委員 かまんかえ。

○事務局長 その判断でよろしいかと。またここで皆さんの意見を聞きながら進めていけたら。いろいろ委員の皆さまにはご面倒をおかけしますが、よろしくお願ひします。

(審議中)

○議 長 ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」4件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第1号」4件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご報告いたします。
受付番号20番、21番。ともに再設定となります。場所が隣接しており、譲渡人(21番は相続)、譲受人が同じであるため、一緒に説明させていただきます。

場所は、大字黒川。中村宿毛道路平田IC付近に広がる農用地区域内にある農地の1筆ずつ、合計2筆になります。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号20番及び21番について、黒川地区担当の井垣委員より説明をいたします。

○井垣委員 【議案書をもとに20番、21番朗読】
29日の日に双方に連絡し、相違ないということです。●●さん(借受人)は10年つくれるかわからんけど、10年借りることにしましたと話しました。よろしく申し上げますとのこと。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 長 ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 これより採決をいたします。

議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしということですので、「議案第2号」2件は、市に通知することに決しました。

(協議事項)

○議長 長 続きまして、協議事項にはいります。

非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明について報告します。本日は2件申請が出ています。順番にご説明いたします。

受付番号9番。申請場所 所在地 大字押ノ川。登記地目 田1筆です。9ページに位置図をつけております。

場所は、大字押ノ川。申請地は平成12年月日不詳頃には、既に建物があり、現在に至っております。国道沿いとなっております。

続きまして、受付番号10番。申請場所 所在地 大字芳奈。登記地目 畑1筆です。10ページに位置図をつけております。

場所は大字芳奈。申請者の祖父が死亡した平成4年頃より耕作が放棄され、現在に至っております。

なお、今回の2件の申請はいずれも委任を受けた四万十市の曾根行政書士より提出されていることを申し添えます。

以上、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号9番について、押ノ川地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに受付番号9番朗読】

6月27日、松本委員と現地の確認をしております。農地への復旧は困難と確認しています。29日に●●さん（申請者）に連絡しましたが2度通じませんでしたので、委任者の行政書士に確認して、間違いないのでよろしくお願ひしますとのことです。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号10番について、芳奈地区担当の澤田委員より説明をお願いします。

○澤田委員 【議案書をもとに受付番号10番朗読】

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

（「審議中」）

○議 長 ほかに意見はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議 長 これより採決をいたします。

非農地証明2件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議 長 異議なしということですので、非農地証明2件は、証明することに決しました。

（報告事項）

○議 長 それでは、事務局より報告事項があります。

○事務局員 ①公務災害保証制度への加入について

それでは、はじめに、委員活動中における公務災害の関係の説明をさせていただきます。お手元にお配りしている資料1「公務災害補償制度について」をご覧ください。

この公務災害補償制度は、委員の皆さまが公務中、日々の活動中に不慮の事故で死亡されたり、または入院されたりするような場合に保証されるものでありまして、委員の皆さま全員にご加入いただいております。

なお、現在の公務災害補償制度については、今年の9月末で1年間の保証期間が満了します。

つきましては、引き続き1年間一人あたり1口分の加入申し込みについてご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

保険料については、1口分1,000円となっており、次回8月の総会時に集金することとし、掛け金の1,000円をお釣りのいらぬようにご用意いただきますようお願いいたします。

(②農地パトロール日程(案)について)

続きまして農地パトロールの実施について説明いたします。資料2をご覧ください。実施要領や班分け、当日の日程について順番にご説明いたします。

農地パトロールは来月の総会開催に合わせて8月3日(木)午前中に計画しております。委員の皆さまには、ご多忙のところ暑い中になりますが、日程調整のほどよろしくをお願いいたします。

まず、「宿毛市農地パトロール(利用状況調査)実施要領」について説明いたします。こちらの内容は、平成29年7月に審議して策定した実施要領になります。内容に変更はありません。

次にパトロールの流れについて、実施要領から一部抜粋して説明いたします。

農地パトロールの実施を通じて、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用防止対策に向けて取り組みを進めていくこととして毎年8月に農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局、産業振興課と合同で市内を5つに区分けし、現地調査を実施しております。

調査の進め方については、例年同様に、農地を確認し農地としての利用が再生可能と再生困難な土地の仕分けを行います。再生可能な場合は緑色、再生困難な場合は赤色でそれぞれ台帳に記入をお願いいたします。

なお、前回のパトロールの際に荒廃していた農地には、あらかじめ図面に印を記入していますので、昨年と比べて今年の状況についてチェックをお願いいたします。

農地パトロール終了後には、各班でパトロールの結果の取りまとめを行いその後、委員全体で報告会にて現状と課題を整理することとしております。

また、農地パトロールの実施については、事前に広報「すくも」8月号（8月1日発行）にてお知らせの記事を掲載する予定です。

次に班分けについて説明いたします。担当一覧（案）をご覧ください。4月の職員異動に伴う変更がありますが、委員の皆さまは昨年度とおおむね同様です。改選後に新たに委員になれる方については後日連絡させていただきます。

続きまして日程については、8月3日（木）午前9時に市役所1階エントランスホールに集合をお願いします。記録図面や筆記用具はその時にお渡しし、事前打ち合わせのあと順次出発する予定となっています。

大雨や台風等の悪天候が見込まれる場合や、事前に台風の接近が予想されるなど、数日前の段階で延期を決定した場合は、決定次第皆さまに電話連絡をさせていただきます。

ただ、当日の朝など直前になって延期を決定した場合は、当日の朝8時30分頃から順次皆さまに電話連絡をさせていただきますので、当日の朝は携帯電話の電源を入れておいていただきますよう、お願いいたします。

（③活動記録簿の提出について）

次に活動記録簿の提出のお願いです。来月は4月から7月までの4ヶ月分の内容確認を行いますので8月3日（木）の午後からの総会の時に提出をお願いいたします。

なお皆さまから提出いただきました記録簿は、事務局で内容を確認・点検を行い後日郵送にて返却する予定です。

（④次回会議の日程（7月20日（木）について）

次回会議の日程をお知らせします。次回総会は改選に伴う臨時総会を7月20日（木）に行います。議案書送付は7月13日（木）を予定しております。よろしく申し上げます。

○事務局長

（⑤耕作放棄地でのヒマワリ栽培への協力依頼について）

先日草を取るという話でして、その分は日程調整、JAさんからの連絡が急だったということで、皆さまには大変無理を申したんですけど。参加できる人で作業を行いました。草が勢いよく生えている状況です。芽が出てその後花も咲いているそうです。

看板の設置をまた後日予定しておりますので、その際は事前に案内いたしたいと思っておりますので、申し訳ないですが、看板の設置についてご協力をお願いいたします。

最後になります。先ほど次回総会の日程の案内をさせていただきました。冒頭会長からもありましたように、今の委員の任期の中では今日が最後の定例会になります。現在開催中の6月定例会において次期改選の農業委員さん11名の皆さんの人事案件を提出しております、明日議会の最終日となっております。明日午前中に人事案件の承認される予定となっております。それを受けて7月20日の日に初会を行う予定です。

なお初会におきましては通常定例会は午後となっておりますが、この日の会については午前中の開催を予定しております。詳しくはまた文書で事前にお知らせいたしますので、よろしく申し上げます。

また農地利用最適化推進委員候補者の皆さんについては、当日新しく組織される農業委員さんの方から会の中で委嘱という形をとりますので、同日でまたご案内させていただく予定となっております。いずれにしても事前に文書でご案内いたしますので、確認いただけたらと思います。

○寺田委員 20日というのは864回をやるということですよ。

○事務局長 はい、そうです。議案書の内容としましては、改選後の新体制となりますので、新しくまた会長や会長代理を決めたり、担当地区割りの内容確認等諸々の部分を行います。通常の3条とか5条などの審査はありません。なのでそんなに時間はかからないと。顔合わせみたいな。新しい委員さんも見えられるので、そういうことになろうかと思えます。不明な点がありましたら、事務局の方までお問い合わせください。

本日も提出しました議案等協議いただきありがとうございました。

繰り返しになりますが、今の委員で最後の定例会になります。今回で退任される委員さんがいらっしゃいます。3年間一緒にやってきました、佐藤委員が退任されますので、ここで一言頂戴したいと思います。佐藤委員 よろしく申し上げます。

○佐藤委員 今月を持ちまして退任ということになりました。分からないことばかりで、皆さんに助けてもらってばかりの3年でした。十分な活動が行えず、頭数にしかなくていなかったと思いますが、いろいろ学ぶことも多くいい経験をさせてもらったと思っています。ご指導を頂いたのにお役に立てな

いまま終えることになって申し訳ないのですが、これからも皆さんの活動を応援しています。短い間でしたがありがとうございました。

○事務局長 佐藤委員、ありがとうございました。事務局といたしましても女性委員の一端を担っていただいて、今後もお願いしたかったんですが、今回一旦退任されるということで。また数年後ですね、機会がありましたら、カムバックじゃないですが、またご協力いただけたらと思いますので、引き続きよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
 これで第863回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和5年7月4日

会 長 菅本 謙司

農業委員 小島 文司

農業委員 寺田 巧